（情報第二課）

第十条　情報第二課においては、次の事務をつかさどる。

一　防衛及び警備の実施に関する情報見積り及び情報計画（第十四条第一号に規定する行動に係るものに限る。）に関すること。

二　防衛及び警備の実施に必要な地誌及び気象に関する資料及び情報の収集整理及び配布に関すること。

三　前号に掲げるもののほか、防衛及び警備の実施に必要な資料及び情報（第十四条第一号に規定する行動に係るものに限る。）の収集整理及び配布に関すること。

四　地図及び航空写真に関すること。

（運用部の分課）

第十一条　運用部に、次の四課を置く。

防衛課

運用課

国際協力課

システム通信課

（防衛課）

第十二条　防衛課においては、次の事務をつかさどる。

一　部隊の定員、編成、装備及び配置の実施計画に関すること。

二　業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。

三　教育訓練の実施計画に関すること。

四　教育訓練の検閲、演習並びに教育訓練用器材及び教育訓練資料に関すること。

五　部内各課の所掌事務に関する文書で部隊の行動に関して発せられるものの認証、編集及び保管に関すること。

六　部内の事務の総括に関すること。

（運用課）

第十三条　運用課においては、次の事務をつかさどる。

一　防衛及び警備の実施計画に関すること。

二　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第八号に規定する対処措置又は同法第二十二条第三項に規定する緊急対処措置に係る陸上総隊の行動に関すること。

三　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第二条第一項に規定する対応措置に係る陸上総隊の行動に関すること。

四　前二号に掲げるもののほか、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十八条の規定による命令による治安出動、同法第七十九条の規定による治安出動待機命令、同法第七十九条の二の規定による治安出動下令前に行う情報収集、同法第八十一条の規定による要請による治安出動、同法第八十一条の二の規定による自衛隊の施設等の警護出動、同法第八十二条の規定による海上における警備行動、同法第八十二条の三の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、同法第八十三条の規定による災害派遣、同法第八十三条の二の規定による地震防災派遣、同法第八十三条の三の規定による原子力災害派遣及び同法第八十四条の規定による領空侵犯に対する措置に係る陸上総隊の行動に関すること。

五　部隊の運用に関すること。

六　航空の安全に必要な措置に関すること。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］